

令和2年度 土木工事標準積算基準 改正概要
(令和2年10月1日改正)

○新規策定項目一覧 (番号下の※については、新旧表を添付)

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|--------|------|---|----------|
| 1 ※ | 追加工種 | ○第Ⅳ編第3章道路維持修繕工(Ⅳ-3-⑳-1) ⑳ トンネル補修工(ひび割れ補修工(低圧注入工法)) | ②304-306 |

○廃止項目一覧

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|----|----|--|-----|
| 2 | 廃止 | ○第Ⅲ編第3章砂防工 ①-5 土工(バックホウ床掘山積0.45m3 (平積0.35m3)) ※土工(砂防工)に統合 ○第Ⅲ編第3章砂防工 ②-3 砂防コンクリート生産(ミキサによる混合)工 ○第Ⅳ編第2章付属施設 ②-2 基礎杭打工(しゃ音壁) ○第Ⅳ編第3章道路維持修繕工 ㉑ 桁連結工 ○第Ⅳ編第5章トンネル工 ①-4 トンネル工(NATM)抗口工 (DⅢパターン) ※発破工法、機械掘削工法と統合 ○第Ⅳ編第5章トンネル工 ①-5 トンネル工(NATM)非常駐車帯工 ※発破工法、機械掘削工法と統合 | |

※以下に記載している基準は全て一部改正されているが、主な改正内容のみを記載する。

○土木工事積算基準書 改正内容一覧 (番号下の※については、新旧表を添付)

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|----|---------------------------------------|---|-----|
| 3 | 第I編第2章 工事費の積算 ②間接工事費 (共通仮設費) | (2) 算定方法 5) 間接 工事費等の項目別対照表 (注) (二) ・ 語句の修正 「～～鋼製砂防堰堤, 鋼製スリット堰堤, ～～」 ↓ 「～～鋼製砂防堰堤 (鋼管フレーム, バットレス型), ～～」 | ①15 |
| 4 | 第I編第2章 工事費の積算 ②間接工事費 (共通仮設費) | (2) 算定方法 6) 間接工事費等の調整データ条件入力 基準表 ・ #0040 (1.1.1) を新規追加 【現場管理費内の一般管理費対象外】 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止 対策に係る費用の計上について使用可能 (ただし、労務管理費の名称を変更する必要 あり) | ①16 |
| 5 | 第I編第2章 工事費の積算 ②間接工事費 (共通仮設費) | 2-2 運搬費 (3) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 表 3. 2 ・ 除雪ドーザ、コンクリート吹付機を削除 ・ スタビライザ (路床改良用) を追加 ・ バックホウ (長ロングアーム型) を追加 | ①27 |
| 6 | 第I編第2章 工事費の積算 ②間接工事費 (共通仮設費) | 2-3 準備費 (1) 準備費の積算 3) 準備として以下に要する費用 ・ 現場内の集積・積込作業について追記 「ロ 除根, 除草, 整地, 段切り, すりつけ等に要する費用 なお, 伐開, 除根及び除草は, 現場内の集積・積込作業を含む。 (伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。) 」 | ①35 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|----|---|--|--------------------------|
| 7 | 第Ⅰ編第2章 工事費の積算 ②間接工事費 (共通仮設費) | 2-5 安全費 (2) 積算方法 ⑩その他, 現場条件等により積み上げを要する費用 1) トンネル工事における呼吸用保護具の積算 ・保護具算定式における総労務費における鏡吹付施工労務費の取り扱いを明確化 「なお, 総労務費とは, 1 工事当りのトンネル世話役, トンネル特殊工, トンネル作業員の労務費(鏡吹付施工労務費を含む) 合計額とする。」 | ①36 |
| 8 | 第Ⅰ編第4章 間接工事費等の調整及びスライド条項が適用となる場合の運用について ④工事請負契約款第26条(スライド条項)の減額となる場合の運用について | 諸経費基準日の改正 (諸経費はスライド確認時期(基準日)のものを用いる記載を削除) ・1 適用対象工事 「 なお, 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額とは, スライド確認時期における適切な工事価格を算出するため, スライド確認時期における諸経費率(共通仮設費率, 現場管理費率, 一般管理費等率)を用いるものとする。 」 ・2 スライド額の算定 「 なお, P-2の算定にあたっては, 基準日における適切な工事価格を算出するため, 基準日における諸経費率を用いるものとする。 」 ※当初の諸経費率を用いる | ①67 |
| 9 | 第Ⅰ編第1.1章 1日未満で完了する作業の積算 | 記載の追加・削除 ・基礎・裏込栗石工の削除 ・落橋防止工—現場孔明(鋼構造物)を追加 ・桁連結工を削除 | ①119-130 |
| 10 | 第Ⅰ編第1.2章 工事日数及び日当り作業量 | ③作業日当り標準作業量 ・基準の改正に伴う記載の追加・削除・修正 | ③7-③160 |
| 11 | 第Ⅱ編第1章 土工 | ②-1 土工 1-2-3 整地 ・適用出来ない範囲の追加 (2) 硬岩の場合 2-1-2 「路体(築堤)盛土, 「路床盛土, 「整地」 ・施工フローの改正 | ①145-174 ①146 ①147 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|----|---------------|--|---|
| 同上 | 第Ⅱ編第1章 土工 | <p>2-2 土の流れ概念図及び対応施工パッケージ</p> <ul style="list-style-type: none"> 注意書き改正（軟岩の自工区内運搬について） 「軟岩」で施工数量「<u>500m³以上</u>」又は集積押土「有り」を選択した場合 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「軟岩」で施工数量「<u>5,000m³以上</u>」又は集積押土「有り」を選択した場合</p> <p>3-1 掘削</p> <ul style="list-style-type: none"> 注意書き（4. 押土の有無）改正 「①有り：～～ただし、軟岩のオープンカットかつ掘削土量 <u>500m³以上</u>を選択した場合及び～～。」 <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「①有り：～～ただし、軟岩のオープンカットかつ掘削土量 <u>5,000m³以上</u>を選択した場合及び～～。」</p> <ul style="list-style-type: none"> 表3. 2 注意書き追加 「※3 ②軟岩及び硬岩の掘削、床掘りは、土質及び作業内容ごとの「施工数量」で判断する。」 <p>3-3 整地</p> <ul style="list-style-type: none"> 表3. 2 1 代表機械改正 <p>3-4 路体（築堤）盛土</p> <ul style="list-style-type: none"> 表3. 2 2 注意書き追加 「<u>6. 敷均し・締固め作業の一層の仕上り厚は30cm以下とする。</u>」 <p>3-5 路床盛土</p> <ul style="list-style-type: none"> 表3. 2 4 注意書き追加 「<u>6. 敷均し・締固め作業の一層の仕上り厚は20cm以下とする。</u>」 | <p>①149</p> <p>①153</p> <p>①155</p> <p>①165</p> <p>①166</p> <p>①168</p> |
| 12 | 第Ⅱ編第1章 土工 | <p>⑤-2 安定処理工（自走式土質改良工）</p> <ul style="list-style-type: none"> 表3. 2 注意書き削除 | <p>①206-208</p> <p>①206</p> |
| 13 | 第Ⅱ編第2章 共通工 | <p>②基礎・裏込砕石工</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎・裏込栗石工削除 表3. 3, 表3. 5 代表機械改正 | <p>①248-250</p> <p>①249, 250</p> |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|---------|---------------|---|--|
| 14 | 第Ⅱ編第2章 共通工 | ③コンクリートブロック積（張）工 ・図2-1, 2-2, 2-3 注意書き追加（ 別途計上の明確化 ） ・表3. 35 代表機械改正 | ①251-276 ①253, 254 ①270 |
| 15 | 第Ⅱ編第2章 共通工 | ⑤-2 場所打擁壁（2） ・表2. 1 注意書き改正 (足場別途計上の条件を記載) | ①306-307 ①306 |
| 16 | 第Ⅱ編第2章 共通工 | ⑨構造物補修工 ⑨-1 ひび割れ補修工（充てん工法） ⑨-2 ひび割れ補修工（低圧注入工法） ⑨-3 断面修復工（左官工法） ・適用範囲の改正 道路ボックスカルバートを適用範囲外とする。 | ①324-333 ①324 ①327 ①330 |
| 17 ※ | 第Ⅱ編第2章 共通工 | ⑩-1 排水構造物工 ・適用範囲の改正 【適用出来る範囲】 1-1-5 管（函）渠型側溝 「(2) 製品長が2m/個以下かつ内径又は 内空幅が200mm 以上400mm 以下の場合 (3) 製品長が2m/個かつ内径又は内空 幅が400mm を超え600mm 以下の場合」 【適用出来ない範囲】 <u>1-2-2 ボックスカルバート</u> 「(4) <u>コンクリート養生で、特殊な養生を 必要とする場合</u> 」 <u>1-1-5 管（函）渠型側溝</u> 「(2) <u>内径又は内空幅が200mm 未満又は 600mm を超える場合</u> (3) <u>製品長が2mを超える場合</u> 」 3-5 管（函）渠型側溝 ・条件区分の改正（新旧表参照） ・表3. 16 代表機械・材料改正 3-11 PC管 ・表3. 30 代表機械改正 | ①334-360 ①334 ①335 ①348 ①357 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|---------|---------------|---|----------------------------------|
| 18 | 第Ⅱ編第2章 共通工 | ⑩-2 排水構造物工（溶接金網及び埋設鋼板型枠） ・管（函）渠型側溝 削除 ・表3. 1, 表3. 3 注意書き改正 （ <u>持上高が2 m以上の場合は別途考慮</u> →施工P適用外） | ①361-362 ①361, 362 |
| 19 | 第Ⅱ編第2章 共通工 | ⑪-4 高圧噴射攪拌工 ・5-3-5 諸雑費（2）注入（記載の明確化） 「～～，労務費，機械賃料，機械損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。」 | ①388-400 ①396 |
| 20 | 第Ⅱ編第2章 共通工 | ⑭-2 函渠工（2） ・表2. 1 注意書き改正 （足場別途計上の条件を記載） | ①487-489 ①488 |
| 21 | 第Ⅱ編第2章 共通工 | ⑮ 殻運搬 ・表2. 1 注意書き改正 （片道運搬距離であること、往復の場合は平均距離とすることを明記） | ①498-504 ①503 |
| 22 | 第Ⅱ編第3章 基礎工 | ④ニューマチックケーソン ・施工フローの改正 （止水壁ケーソンの場合を分岐表示） ・8-4-2 埋め戻し工 8-4-3 止水壁撤去 新規記載 （必要な場合に別途計上する旨を記載） | ①599-619 ①599 ①605 |
| 23 ※ | 第Ⅱ編第5章 仮設工 | ①仮設工 ・7) 仮設材賃料に掛かる修理費及び損耗費の取扱いについて 当該部分全面改正 （機械損料表 P290「建設用仮設材積算基準の運用について」の改正に伴う。） 修理費及び損耗費は 「 <u>市場価格（刊行物単価）×係数</u> 」に改正。 | ①677-683 ①681 |
| 24 | 第Ⅱ編第5章 仮設工 | ②-1 バイプロハンマ工 ・表3. 3 3 継施工費 一部改正 | ①684-707 ①701 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|---------|---------------|--|--|
| 25 ※ | 第Ⅱ編第5章 仮設工 | ⑤仮設材設置撤去工 ・ 6. 仮設材賃料に係る修理費及び損耗費等の取扱いについて 新規記載 (機械損料表 P290「建設用仮設材積算基準の運用について」の改正に伴う。) H形工(山留主部材), 覆工板の修理費及び損耗費、副部材の賃料は, 「 市場価格(刊行物単価)×係数 」とすることを記載。 ※ <u>機械損料表より副部材の賃料記載削除</u> | ①750-758 ①752 |
| 26 | 第Ⅱ編第5章 仮設工 | ⑧縮切排水工 ・ 表3. 1 ポンプ機種の変更 全揚程10m → 全揚程15m以下 | ①765-768 ①765 |
| 27 ※ | 第Ⅱ編第5章 仮設工 | ⑨ウェルポイント工 ・ 施工規模条件の追加 (100本未満・以上) ・ 3-4その他 新規記載(上水道, 処理設備は別途計上) ・ 表3. 1, 表3. 4, 表3. 5 注意書き改正 | ①769-773 ①770 ①771 ①770, 771 |
| 28 ※ | 第Ⅱ編第5章 仮設工 | ⑩仮橋・仮栈橋工 ・ クローラクレーンは損料に改正 ・ 表4. 1 上部工 架設・撤去工 表4. 2 上部工 覆工板設置・撤去工 表4. 3 上部工 高欄設置・撤去工 表4. 4 下部工 橋脚設置・撤去工 表4. 14 下部工 杭橋脚設置・撤去工 表4. 15 下部工 導枠設置・撤去工 歩掛, 注意書き改正 | ①782-794 ①783 ①784 ①785 ①789 |
| 29 | 第Ⅱ編第5章 仮設工 | ⑱仮設電力設備工 ・ 8単価表(2) 高圧受電設備 (4) 高圧配電線路 コンクリート柱規格改正 | ①820-837 ①830 ①832 |
| 30 | 第Ⅱ編第5章 仮設工 | ⑲グラフによる標準的な仮設電力設備の積算 ・ グラフ改正 | ①838-840 ①839, 840 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|----|-----------------|---|--|
| 31 | 第Ⅲ編第1章 河川海岸 | <p>①-1 消波根固めブロック工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表3. 1 積算条件改正（型枠） 【ブロック規格2.5t以下】 【ブロック規格2.5tを超え5.5t以下】 鋼製型枠・FRP製型枠 →鋼製型枠10t未満 or FRP製型枠 【ブロック規格5.5tを超え11.0t以下】 鋼製型枠・FRP製型枠 →鋼製型枠10t未満 or 10t以上20t未満 or FRP製型枠 <p>※直積ブロック用鋼製型枠は条件改正無し</p> | <p>①851-863</p> <p>①853</p> |
| 32 | 第Ⅲ編第2章 河川維持工 | <p>⑤塵芥処理工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲の改正（積込みを含むことを明確化） ・施工フローに積込みを追加 ・表3. 1 積算条件改正（作業区分） （積込みの記載追加） ・表3. 3 運搬距離区分の改正 ・表3. 6 積算条件改正（作業区分） （積込みの記載追加， 塵芥の種類に「軽量物」を追加） ・表3. 8，表3. 9，表3. 10 運搬距離区分の改正 ・表3. 11 代表機械の改正 ・表3. 12 代表機械の改正 （積込みの記載追加， 塵芥の種類に「軽量物」を追加） | <p>①946-953</p> <p>①946</p> <p>①947</p> <p>①948</p> <p>①949</p> <p>①950, 951</p> <p>①952</p> <p>①953</p> |
| 33 | 第Ⅲ編第2章 河川維持工 | <p>⑩護岸基礎ブロック工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工フローの改正 （基礎碎石を（ ）書き， 注意書きに「<u>基礎碎石は、必要に応じて計上する。</u>」を追記） ・表3-1 積算条件改正（基礎碎石条件追加） 注意書き追加（基礎碎石厚さ） ・表3. 5 代表機械・材料改正 | <p>①978-981</p> <p>①978</p> <p>①979</p> <p>①980</p> |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|---------|-------------------|--|--|
| 34 ※ | 第Ⅲ編第3章 砂防工 | ①土工 ・適用範囲の改正 ・表3. 1, 表3. 3~5, 表3. 7 積算条件改正(小規模追加に伴う) ・表3. 2, 表3. 6, 表3. 8 代表機械改正 ※土工(バックホウ床掘)の統合に伴い大幅改正 (新旧表参照) | ①1011-1019 ①1011 ①1015, 1017 1019 ①1016, 1018 1019 |
| 35 | 第Ⅲ編第3章 砂防工 | ②-1 コンクリート工 ・表5. 1 歩掛改正 ・表6. 1 歩掛改正 ・表7. 1 歩掛, 注意書き改正 (雑工種-チップングに人力・機械区分新設) ・表7. 2 歩掛, 注意書き改正 | ①1020-1025 ①1021 ①1022 ①1023 |
| 36 ※ | 第Ⅲ編第3章 砂防工 | ⑨鋼製砂防工 ・適用範囲, 施工フロー, 歩掛改正 ※適用対象堰堤の改正に伴い大幅改正 (新旧表参照) 格子型鋼製砂防堰堤, 鋼製スリット堰堤B型 ↓ 鋼管フレーム型砂防堰堤, バットレス型砂防堰堤 | ①1059-1063 |
| 37 | 第Ⅲ編第4章 地すべり防止工 | ①-4 地すべり防止工(山腹水路工) ・表5. 1, 表5. 5, 表5. 7, 表5. 9 表5. 11 注意書き改正 表面コンクリート打設の別途計上を明確化 ・表5. 15 注意書き改正 型枠材料費は諸雑費に含むことを明確化 「ただし、 <u>型枠以外の材料は別途計上する。</u> 」 ・ 6-3 コンクリート使用数量 ロス率の改正 +0. 04 → Ⅱ-4-①コンクリート工 による。 (+0. 07) ・6-4 暗渠管使用数量 ロス率の改正 +0. 01 → Ⅱ-2-⑩排水構造物工 暗渠排水管による。 (+0. 01のため実質改正なし) | ①1090-1101 ①1091, 1092 1093, 1094 ①1095 ①1096 ①1096 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|---------|-----------------|---|--|
| 38 | 第IV編第1章 舗装工 | ③-3 透水性アスファルト舗装工 ・表3.1 注意書き改正 (振動ローラ等の運転経費について記載) ・表3.2 代表機械・労務改正 ・表3.3 積算条件改正(幅員区分) 平均幅員 1.4m 以上 → <u>1.4m 以上 2.4m 未満</u> <u>2.4m 以上</u> | ②44-46 ②44 ②45 ②45 |
| 39 | 第IV編第1章 舗装工 | ⑤-2 連続鉄筋コンクリート舗装工 ・施工フロー改正・注意書き改正 (フロー図: 目地切り・清掃を破線→実線 注意書き: 目地切り・清掃, 瀝青材を必要 に応じて計上する旨記載) ・表3.2 歩掛改正 ・4. 目地切り・清掃歩掛 新規掲載 | ②56-59 ②56 ②57 ②58, 59 |
| 40 | 第IV編第2章 附属施設 | ①-9 ボックスビーム設置工 ・表3.1 積算条件改正(作業区分) (再利用設置の区分を新設) | ②97-99 ②98 |
| 41 | 第IV編第2章 附属施設 | ④特殊ブロック設置工 ・表3.1 積算条件改正(作業区分) (再利用設置の区分を新設) 同表 注意書き改正 (再利用設置の場合はブロック製品費を 含まない旨明記) | ②126-127 ②126 |
| 42 ※ | 第IV編第2章 附属施設 | ⑥橋梁附属施設設置工 ・ 適用範囲の改正 ・施工フロー新規掲載 ・表3.1 積算条件新設(排水樹種類) ・表3.2 代表材料改正 ・ 3-2 排水樹(材料費)新規掲載 (施工Pコード新設) ・3-3 橋名板等取付 注意書き改正 ・表3.4 積算条件改正(作業区分) (高欄再利用設置の区分を廃止) | ②132-136 ②132 ②132-133 ②133 ②134 ②134 ②135 ②136 |
| 43 | 第IV編第2章 附属施設 | ⑨スノーポール設置・撤去工 ・適用範囲の改正 (既設構造物固定の添柱型タイプは適用外) ・施工フロー改正, 新規掲載(撤去) | ②144-146 ②144 ②145 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|---------|--------------------|--|--|
| 44 | 第IV編第3章 道路維持修繕工 | ⑫-2 橋梁補修工（支承取替工） ・表3. 1 注意書き改正 （桁付ブラケットの材料費（製作費含む）は、別途計上する旨記載） ・ 3-4 桁付ブラケット（材料費）新規掲載（施工Pコード新設） | ②232-240 ②234 ②236 |
| 45 | 第IV編第3章 道路維持修繕工 | ⑬落橋防止装置工 ・適用範囲の改正 （適用可：鋼構造物の現場孔明作業 適用不可：コンクリート構造物以外の場合 （アンカー，充填補修）） ・施工フロー改正 （現場孔明，落橋防止装置取付記載） ・ 4-9 現場孔明（鋼構造物）新規掲載（施工Pコード新設） | ②247-255 ②247 ②248 ②255 |
| 46 | 第IV編第3章 道路維持修繕工 | ⑰トンネル清掃工 ・表3. 1 機種改正 （回転ブラシ式清掃車 → 2本ブラシ式清掃車） ・表5. 1 歩掛改正 ・6. トンネル清掃車運転時間 平面図・断面図追加 ・表6. 2 清掃速度改正 | ②295-298 ②295 ②295 ②296 ②297 |
| 47 ※ | 第IV編第5章 トンネル工 | ①-1 トンネル工（NATM）[発破工法] ①-2 トンネル工（NATM）[機械掘削工法] ※抗口工，非常駐車帯工統合により大幅改正（新旧表参照） ・ 歩掛区分の新設（通常断面 or 大断面） ・時間当たり作業量，各種歩掛の改正 （通常断面，DⅢ区分新設（通常断面），大断面新設） ・ スライドセントル，防水作業台車の損料算定式を改正 （損料表から基礎価格削除） | ②367-516 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|----|------------------|---|--|
| 48 | 第IV編第5章 トンネル工 | ①-4 トンネル工 (N A T M) 仮設備工 (防音扉工) ・適用範囲改正 (内空断面 40m ² 以上 <u>80m²</u> 以下 ↓ 40m ² 以上 <u>95m²</u> 以下) ・施工フロー新規掲載 ・表 3. 1 歩掛, 注意書き改正 | ②521-522 ②521 ②521 ②521 |
| 49 | 第IV編第5章 トンネル工 | ②小断面トンネル工 (N A T M) ・適用範囲改正 (片押し延長 500m 以下 を追加 断面下限追加: <u>35m² 以上 50m² 未満,</u> <u>レール方式の適用を削除,</u> 表 1. 1 (適用範囲の表) 追加) | ②523-550 ②523 |
| 50 | 第IV編第6章 道路除雪工 | ①道路除雪工 ・4. 除雪作業量 4-2 凍結防止 凍結防止剤積込手間の記載を改正 <u>普通作業員 0. 1 人 / t</u> ↓ 散布車の運転時間を含む <u>※天井クレーンまたは中2階からの積込み</u> <u>を標準とし、これにより難しい場合は別途</u> <u>考慮</u> ・凍結防止剤人力散布歩掛削除 | ②559-576 ②561 |
| 51 | 第IV編第7章 橋梁工 | ③鋼橋架設工 ・表 1 3. 1 架設工具損料額改正 9,810 円/供用日 → 9,830 円/供用日 | ②603-666 ②621 |
| 52 | 第IV編第7章 橋梁工 | ④-1 プレベーム桁製作工 (現場) ・表 6. 1 注意書き下表改正 (主桁応力導入用機械損料額改正) | ②667-675 ②671 |
| 53 | 第IV編第7章 橋梁工 | ⑤鋼橋床版工 ・2-2 型枠 (鋼橋床版) 補正係数算定式の改正 (3) 補正係数がスパン毎に異なる場合の 平均補正係数算定式: スパン数を削除 ・ <u>2-6 養生マット (材料費) 新規掲載</u> (施工Pコード新設) | ②683-685 ②684 ②685 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|---------|-------------------------|---|--|
| 54 | 第IV編第7章 橋梁工 | ⑦ポストテンション桁製作工 ・表5.1 損料改正 (緊張ジャッキ・ポンプ, 鋼製型枠) | ②689-692 ②691 |
| 55 | 第IV編第7章 橋梁工 | ⑨PC橋架設工 ・3-3-4機械器具損料 架設工具損料改正 5,410円/供用日 → 5,470円/供用日 | ②696-721 ②700 |
| 56 ※ | 第IV編第7章 橋梁工 | ⑩PC橋片持架設工 ・表5.3 支保工供用日数改正 ・表5.4 支保工仮設材損料改正 ・表5.5 側径間部くさび結合支保工賃料 算定方法改正 (<u>固定賃料 → 算定式 に改正</u>) ・表5.6 側径間部支柱支保工仮設材損料改正 ・表5.7 支柱支保工修理費及び損耗費 算定方法改正 (<u>固定損料 → 算定式 に改正</u>) ・表7.1 注意書き改正 (作業車据付・解体所要日数の改正 17日 → 26日) ・表13.1 PC橋片持仮設工使用機械 損料額改正 ・13-2 供用日数 各供用日数改正 | ②722-749 ②725 ②725 ②726 ②727 ②728 ②732 ②738 ②740 |
| 57 ※ | 第IV編第7章 橋梁工 | ⑭架設支保工 ・表3.3 くさび結合支保工賃料算定方法改正 (<u>固定賃料 → 算定式 に改正</u>) ・表4.2 支柱支保工仮設材損料改正 ・表4.3 支柱支保工修理費及び損耗費 算定方法改正 (<u>固定損料 → 算定式 に改正</u>) ・5. 仮設材供用日数 供用日数改正 (くさび結合支保工, 支柱支保工) | ②771-782 ②773-774 ②777 ②778 ②779 |
| 58 | 第VI編第1章 土木工事標準単 価 | ②高視認性区画線工 ・3. 適用にあたっての留意事項 (<u>高視認性区画線における停止線はゼブラを適用する旨記載</u>) | ②864-866 ②866 |

| 番号 | 項目 | 内容 | 掲載頁 |
|---------|---------------------|---|---|
| 59 ※ | 第VI編第1章 土木工事標準単価 | <p>⑤コンクリートブロック積工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲の改正 (滑面タイプを標準とする記載を削除) ・標準単価の設定を改正 (標準単価は機・労のみに改正(材料費除く), 空積の新設, 注意書き改正, 日当り作業量の改正, 補正係数の改正, 直接工事費の算出式の改正) ・3. 適用にあたっての留意事項 <p>※標準単価に材料費を含まないよう改正となったが、積算システムにおいてはSコード内で材料費が考慮されるため別途計上する必要はない。</p> <p>ブロック種類の選択により以下の材料を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・T1200 積ブロック (控35cm) 高さ300×幅450 滑面 300kg/m² ・T1222 積ブロック (控35cm) 高さ250×幅400 滑面 350kg/m² <p>※各種を選択した場合は、各自単価登録</p> | <p>②877-880</p> <p>②877</p> <p>②877-879</p> <p>②879</p> |
| 60 | 第VI編第2章 市場単価 | <p>④-2吹付砕工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2-4加算額の改正 (間詰モルタル・コンクリート新規掲載) <p>※加算額はSコードで考慮されないため、別途計上(単価新規設定:TA953)</p> | <p>②942-946</p> <p>②944</p> |
| 61 | 第VI編第2章 市場単価 | <p>⑥-1橋梁用伸縮継手装置設置工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<参考資料>表項目の改正 | <p>②960-969</p> <p>②964, 965, 67</p> |
| 62 | 第VI編第2章 市場単価 | <p>⑥-2橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<参考資料>表項目の改正 | <p>②970-975</p> <p>②975</p> |
| 63 | 第VI編第2章 市場単価 | <p>⑭鉄筋挿入工(ロックボルト工)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表2.1 鉄筋挿入工の規格・仕様区分改正 (法面垂直高さ ただし書き追加) <p>40m以下の場合(ただし、機械設置基面から削孔位置までの高さが1m以下)</p> | <p>②1010-1014</p> <p>②1011</p> |

○その他

(1) 土木工事標準積算基準

- ・上記改正のほか、建設機械損料算定表の改正に伴い代表機械等の規格改正あり。

(2) 土木工事標準積算基準〔電気通信編〕及び〔機械編〕

- ・過年度まで「読み替え表」を添付 → 今年度「読み替え表」該当部分を本文修正

(3) 建設機械損料算定表

- ・全面改正（損料のほか、機械規格の改正等）

※「**建設用仮設材積算基準の運用について**」が大幅改正